

新宿区認証保育所運営費等補助要綱

(14 新福保第 17 号部長決定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区認証保育所事業実施要綱（平成 14 年 4 月 1 日付 14 新福保第 16 号）に基づき運営する認証保育所に対して、運営費、開設準備経費及び賃借料経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるとともに、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年新宿区規則第 7 号）に定めのない事項について定めることを目的とする。

(年齢区分)

第 2 条 入所児童の年齢区分は、入所年度初日の前日の年齢を適用する。

2 前項の規定により年齢を計算した入所児童が、年度を超えて引き続き同一認証保育所に在籍することとなる場合の年齢区分は、毎年度初日の前日の年齢を適用するものとする。

(在籍児童に係る報告)

第 3 条 認証保育所は、毎月初日に在籍する児童について、認証保育所児童在籍状況等確認総括表（第 1 号様式）及び認証保育所児童在籍状況等確認表（第 1 号様式の 2）により新宿区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

2 前項の報告において、毎年度初日の在籍児童及び年度途中の入所児童のうち、新宿区に住所を有する在籍児童については、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 保育委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
- (2) その他区長が必要と認めるもの

3 第 1 項の報告において、新宿区に住所を有する在籍児童に年度途中の異動があったときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 児童の異動状況報告書（第 2 号様式）
- (2) 退園届の写し又はこれに準ずるもの
- (3) その他区長が必要と認めるもの

第 2 章 運営費

(適用範囲及び補助対象児童)

第 4 条 この要綱による運営費に係る補助金（以下「運営費補助金」という。）は、次の各号に定める要件に該当する児童が在籍する認証保育所に適用する。

- (1) 新宿区に住所を有する児童
- (2) 認証保育所 A 型においては、月 120 時間以上の利用が必要な 0 歳から小学校就学前の児童。認証保育所 B 型においては、保護者の就労等により月 120 時間以上

の利用が必要な0歳から2歳までの児童

- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設又は法第7条第5項に規定する地域型保育事業を利用していない児童（ただし、幼稚園等を利用している児童の場合、夏季休業期間中はこれを利用していないものとみなす。）

（運営費補助金の交付額等）

第5条 運営費補助金（別表に定める技能・経験に着目した加算（以下「技能・経験加算」という。）を除く。）は、月を単位として交付する。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

- 2 運営費補助金（技能・経験加算）は、会計年度を単位として、概算払いの方法により交付することができるものとする。
- 3 運営費補助金は、別表で定める基準額に基づき算出した額を予算の範囲内において交付する。

（運営費補助金の交付申請）

第6条 運営費補助金（技能・経験加算を除く。）を受けようとする認証保育所の設置者は、区長が指定する日までに、認証保育所運営費補助金交付申請書（第3号様式）に認証保育所児童在籍状況等確認総括表、認証保育所児童在籍状況等確認表及びその他区長が別に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 運営費補助金（技能・経験加算）を受けようとする認証保育所の設置者は、認証保育所運営費補助金交付申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（運営費補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による運営費補助金の申請について交付を決定したときは、認証保育所運営費補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

- 2 前項の決定には、別記の補助条件を付す。

（運営費補助金の交付請求）

第8条 運営費補助金（技能・経験加算を除く。）の交付決定を受けた設置者は、区長が指定する日までに、認証保育所運営費補助金交付請求書（第6号様式）により区長に請求しなければならない。

- 2 運営費補助金（技能・経験加算）の交付決定を受けた設置者は、区長が指定する日までに、認証保育所運営費補助金交付請求書（第7号様式）により区長に請求しなければならない。

（運営費補助金の差額交付）

第9条 区長は、別表に定める基準額を改正したときは、運営費補助金の交付を受けた設置者に対し、既に交付した運営費補助金の額と当該改正後の基準額に基づき算定した補助金の額との間に生じた差額について通知する。

- 2 前項の規定により通知を受けた設置者は、認証保育所運営費補助金差額交付請求書（第 8 号様式）により差額について区長に請求しなければならない。

（運営費補助金の実績報告）

第 10 条 運営費補助金の交付を受けた設置者は、運営費補助金の交付に係る会計年度が終了したとき又は補助事業を廃止したときは、年度の終了の日又は当該廃止の日から 30 日以内に、認証保育所運営費等補助金事業実績報告書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

- 2 区長は、運営費補助金（技能・経験加算）の交付を受けた設置者より、別に定める技能・経験加算に係る実績の報告を受けたときは、技能・経験加算の額を確定し、技能・経験に着目した加算額確定通知書（第 9 号様式の 2）により、当該設置者に通知するとともに、その精算を行うものとする。

（運営費補助金の交付決定取消し）

第 11 条 区長は、運営費補助金の交付決定を受けた設置者が、錯誤又は虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、第 7 条の決定にかかわらず決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（運営費補助金の返還）

第 12 条 区長は、運営費補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに運営費補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じなければならない。

第 3 章 開設準備経費

（適用範囲）

第 13 条 この要綱における開設準備経費にかかる補助金（以下「開設準備経費補助金」という。）は、新宿区内に認証保育所を開設する設置者に対して適用する。ただし、待機児童の発生状況や、保育所の地域での配置状況により、区長が総合的にその必要性を判断したものでなければならない。

（開設準備経費補助金の交付額）

第 14 条 開設準備経費補助金は、別表で定める基準額に基づき算出した額を、予算の範囲内において交付する。

（開設準備経費補助金の交付申請）

第 15 条 開設準備経費補助金を受けようとする認証保育所の設置予定者は、認証保育所開設準備経費補助金交付申請書（第 10 号様式）に必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（開設準備経費補助金の交付決定）

第 16 条 区長は、前条の規定による開設準備経費補助金の申請について交付を決定し

たときは、認証保育所開設準備経費補助金交付決定通知書（第 11 号様式）により通知する。ただし、東京都の認証が得られなかったときは補助金を交付しない。

2 また、交付にあたっては別記の補助条件を付す。

（開設準備経費補助金の変更交付申請及び変更交付決定）

第 17 条 前条により開設準備経費補助金の交付決定を受けた後、事情により当初の申請内容に変更が生じたときは、開設準備経費補助金の交付決定を受けた設置予定者は、認証保育所開設準備経費補助金変更交付申請書（第 12 号様式）を、速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、区長はその内容を審査し、変更が妥当と認められるときは、認証保育所開設準備経費変更交付決定通知書（第 13 号様式）により通知する。

3 前項の決定には、別記の補助条件を付す。

（開設準備経費補助金の実績報告）

第 18 条 開設準備経費補助金の交付決定を受けた設置者は、東京都が認証した日以後 30 日以内に、認証保育所開設準備経費補助金実績報告書（第 14 号様式）に、必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

（開設準備経費補助金の額の確定）

第 19 条 区長は前条の実績報告を審査し、開設準備経費補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき開設準備経費補助金の額を確定し、認証保育所開設準備経費補助金交付額確定通知書（第 15 号様式）により設置者に通知する。

（開設準備経費補助金の交付請求）

第 20 条 開設準備経費補助金の交付額確定を受けた設置者は、認証保育所開設準備経費補助金請求書（第 16 号様式）により区長に請求しなければならない。

（開設準備経費補助金の交付決定取消し）

第 21 条 区長は、開設準備経費補助金の交付決定を受けた設置者が、錯誤又は虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、第 16 条又は第 17 条の決定にかかわらず決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（開設準備経費補助金の返還）

第 22 条 区長は、開設準備経費補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに開設準備経費補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じなければならない。

第 4 章 賃借料経費

（適用範囲）

第 23 条 この要綱における賃借料経費にかかる補助金（以下「賃借料経費補助金」と

いう。)は、新宿区内に設置された認証保育所の設置者に対して適用する。ただし、認証保育所開設後5年以内の施設に限る。

(賃借料経費補助金の対象経費)

第24条 賃借料経費補助金の対象経費は、既存建物を借上げて認証保育所における保育を実施している場合に、貸主に対して支払う建物賃借料(礼金及び更新料を含み、敷金、保証金、共益費及び管理費を除く。以下同じ。)とする。

(賃借料経費補助金の交付額等)

第25条 賃借料経費補助金は、会計年度を単位として交付する。

2 賃借料経費補助金は、別表で定める基準額に基づき算出した額を、予算の範囲内において交付する。

(賃借料経費補助金の交付申請)

第26条 賃借料経費補助金を受けようとする認証保育所の設置者は、区長が指定する日までに、認証保育所賃借料経費補助金交付申請書(第17号様式)に必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(賃借料経費補助金の交付決定)

第27条 区長は、前条の規定による賃借料経費補助金の申請について交付を決定したときは、認証保育所賃借料経費補助金交付決定通知書(第18号様式)により通知する。

2 前項の決定には、別記の補助条件を付す。

(賃借料経費補助金の変更交付申請及び変更交付決定)

第28条 前条により賃借料経費補助金の交付決定を受けた後、事情により当初の申請内容に変更が生じたときは、賃借料経費補助金の交付決定を受けた設置者は、認証保育所賃借料経費補助金変更交付申請書(第19号様式)を、速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、区長はその内容を審査し、変更が妥当と認められるときは、認証保育所賃借料経費補助金変更交付決定通知書(第20号様式)により通知する。

3 前項の決定には、別記の補助条件を付す。

(賃借料経費補助金の実績報告)

第29条 賃借料経費補助金の交付決定又は変更交付決定を受けた設置者は、賃借料経費補助金の交付に係る会計年度が終了したとき又は補助事業を廃止したときは、年度の終了の日又は当該廃止の日から30日以内に、認証保育所賃借料経費補助金実績報告書(第21号様式)に、必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

(賃借料経費補助金の額の確定)

第 30 条 区長は前条の実績報告を審査し、賃借料経費補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき賃借料経費補助金の額を確定し、認証保育所賃借料経費補助金交付額確定通知書（第 22 号様式）により設置者に通知する。

（賃借料経費補助金の交付請求）

第 31 条 賃借料経費補助金の交付額確定を受けた設置者は、認証保育所賃借料経費補助金請求書（第 23 号様式）により区長に請求しなければならない。

（賃借料経費補助金の交付決定取消し）

第 32 条 区長は、賃借料経費補助金の交付決定を受けた設置者が、錯誤又は虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、第 27 条又は第 28 条の決定にかかわらず決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（賃借料経費補助金の返還）

第 33 条 区長は、賃借料経費補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに賃借料経費補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じなければならない。

第 5 章 補助金の経理

（帳票等の整備・保存）

第 34 条 この要綱に係る補助金の交付を受けた認証保育所の設置者は、収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助金の交付に係る会計年度終了の日から 5 年とする。ただし、開設準備経費に関する帳簿及び証拠書類については、10 年とする。

第 6 章 補則

（補則）

第 35 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の新宿区認証保育所運営費等補助要綱第 7 条別表、第 11 条第 12 条及び第 13 条の規定は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の新宿区認証保育所運営費等補助要綱第 11 条及び第 12 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用し、第 16 条第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の新宿区認証保育所運営費等補助要綱第 11 条及び第 12 条の規定は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は決定の日から施行し、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。